

# 林業公社だより

第4号  
2008.12

発行：財団法人山形県林業公社

住所：〒990-0041 山形市緑町1丁目9番30号

電話：023-623-3505 FAX：023-623-3530

ホームページ：<http://business3.plala.or.jp/y-rkousy/>

メールアドレス：y-ringyou@atlas.plala.or.jp



## みどりの財産を次世代に引継ぐために

戦後造成された人工林が高齢級化しており、特に、分収林契約により整備され、伐期を迎える森林が今後急増しますが、収入不足等から皆伐跡地の再造林が行なわれず（いわゆる、皆伐による裸地化）、森林の公益的機能の適切な発揮に支障を与えるおそれが指摘されています。また、地球温暖化防止対策の上でも、出来る限り皆伐を避ける必要があります。

このような中で、国においては、森林を適切に整備・保全し、緑豊かな国土を未来に引き継いでいくため、平成19年2月から「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、森林を健全に育成するための間伐や、長伐期化、広葉樹林の育成など、多様な森林整備を推進しています。

この一環として国では、通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業を推進するべく、分収林の8割において非皆伐施業を推進する政策目標を打ち出し、この推進母体として、各都道府県における美しい森林共同整備協議会の設立・運営を支援することとしたところあります。

## 山形県美しい森林共同整備協議会が設立されました

これを受け、本県においても、山形県公社森林協議会長（山形地方森林組合長）を会長とする「山形県美しい森林共同整備協議会」（事務局：当公社）を7月31日に設立し、林野庁の補助を受け、この事業に取り組むこととなりました。

山形県美しい森林共同整備協議会では、平成20年度事業として、非皆伐施業への転換を推進するため、次の具体的な事業を実施する計画です。

### 1. 非皆伐施業推進計画の作成

山形県林業公社が管理経営する分収林を対象に、非皆伐施業推進計画を作成します。

### 2. 地域の合意形成

非皆伐施業推進計画を用いた、分収林契約者の理解を得るための説明会を開催します。

### 3. 企業等の活動支援

企業の森づくり事業実施協定に基づく、分収林内での森林整備活動への支援を実施します。

## 4. 重点推進活動

森林の公益的機能の維持のため、分収林契約者との契約期間90年への延長協議をこれまでの取り組みより、強力に推進します。

契約期間90年延長協定実績(平成20年8月末現在)

所 有 形 態	経営面積(ha)	実 績(ha)	協定不要 <sup>*</sup> (ha)	進捗率(%)
市町村・財産区	3,871	3,588	73	94
個人・共有(部落)	8,473	1,415	4	17
森林組合・生産森林組合	1,795	1,483	0	83
会社・寺社・その他団体	1,518	1,242	21	83
計	15,657	7,728	98	50

\*協定不要:当初の契約で、契約期間内に90年生に達する分収育林契約地

上記の事業を計画的に進めていくためには、分収林契約者の皆様をはじめとして、社営林周辺の一般森林所有者、市町村、企業、県等との密接な連携が必要不可欠となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この「山形県美しい森林共同整備協議会」の会員は、山形県農林水産部森林課、山形市農林部森林整備課、山形県森林組合連合会、山形県公社森林協議会、財団法人山形県林業公社となっております。

## 山形県美しい森林共同整備協議会設立趣意書

山形県は、県土の72%が森林で覆われた、緑豊かな森林県です。

先人たちの努力により造成された人工林は、現在利用可能な資源として充実しつつありますが、これらの多くは間伐をはじめとする森林整備が必要な段階にあり、引き続き適切に管理していくことが求められています。

また、近年は、地球温暖化防止の観点から森林の多面的機能の持続的な発揮を確保するための針広混交林化や広葉樹林化、長伐期等による多様な森林へと転換していくことが求められています。

このような中で、国では分収林等を対象に、通常伐期一斉皆伐を内容とする分収林契約を見直し、長伐期化や非皆伐施業の推進等様々な角度での検討を支援するため、「美しい森林共同整備促進特別対策事業」を創設したところであります。

本県においても、この施策の推進を図るため、県、市町村、森林整備法人等が参画して新たに「山形県美しい森林共同整備協議会」を設立するものであります。

平成20年7月

山形県美しい森林共同整備協議会 設立発起人

財団法人山形県林業公社 理事長 塚原初男

## ◆編集後記◆

11月5日に総務省、林野庁、都道府県が初めて林業公社問題を話し合う「林業公社の経営対策等に関する検討会」が開催されました。

林業公社の経営対策(既往債務の軽減対策等)及び将来にわたる森林整備のあり方が検討テーマとなっており、第1回目は林業公社の経営状況及び現行の国の施策についての説明、意見交換がされました。年内に発表される中間とりまとめに注目しているところです。

